

令和元年神審第47号

裁 決

水上オートバイA同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岩崎欣吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和元年8月25日10時00分

滋賀県琵琶湖北部

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA

総トン数 0.2トン

登録長 3.02メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 183キロワット

3 事実の経過

Aは、最大搭載人員3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を後部座席に同乗させ、いずれも水着に救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首尾とも0.2メートルの喫水をもって、令和元年8月25日09時50分滋賀県長浜市西浅井町菅浦北部の湖岸を発し、同岸南方沖合に向かった。

a受審人は、発進してすぐに長浜市西浅井町所在の四等三角点東山（以下「東山三角点」という。）から080度（真方位、以下同じ。）1.36海里の地点で、針路を202度に定め、毎時10.0キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で、進行した。

a受審人は、10時00分少し前東山三角点から119度1.16海里の地点に達したとき、出発してから約10分経過したので、同乗者が遊走に慣れたものと考えて増速することとし、スロットルレバーを強く引いて急激に増速すると、船首が急浮上し、同乗者がバランスを崩して後方に落水するおそれがあったが、増速しても船首がそれほど急浮上しないので、同乗者が落水することはないものと思い、スロットルレバーを徐々に引いて緩やかに増速するなど、機関の操作を適切に行わなかった。

こうして、a受審人は、スロットルレバーを強く引いて急激に増速し、10時00分東山三角点から122度1.17海里の地点において、Aは、原針路のまま、毎時35.0キロメートルの速力となったとき、船首が急浮上し、最後部座席の同乗者がバランスを崩して後方に落水し、噴流が同人を直撃した。

当時、天候は晴れで風力1の西南西風が吹いていた。

その結果、最後部座席の同乗者が外傷性直腸損傷等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件同乗者負傷は、琵琶湖北部において、知人2人を後部座席に同乗させて増速する際、機関の操作が不適切で、最後部座席の同乗者が後方に落水し、噴流が同人を直撃したことによって発生したものである。

a 受審人は、琵琶湖北部において、知人2人を後部座席に同乗させて増速する場合、同乗者が落水することのないよう、スロットルレバーを徐々に引いて緩やかに増速するなど、機関の操作を適切に行うべき注意義務があった。しかし、a 受審人は、増速しても船首がそれほど急浮上しないので、同乗者が落水することはないものと思い、機関の操作を適切に行わなかった職務上の過失により、スロットルレバーを強く引いて急激に増速し、船首が急浮上して最後部座席の同乗者がバランスを崩して後方に落水し、噴流が同人を直撃して負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月4日

神戸地方海難審判所

審判官 鈴木 勲